今、本当に必要ですか？その点検！

住宅の屋根や床下、排水管などを「無料で点検します」といって突然訪れ、点検結果で状態が悪いと告げて消費者の不安をあおり、強引に工事や清掃サービスなどを契約させる「点検商法」による消費者トラブルが寄せられています。

困ったことやトラブルが生じた場合は、一人で悩まず左記の相談窓口までご相談ください。

困ったときは、ピピッと相談！

【消費生活に関する相談窓口】

消費者ホットライン
☎188（いやや！）

愛媛県消費生活センター相談専用
☎089-925-3700

上島町　観光戦略課
☎0897-77-2252

▲県消費生活相談窓口イメージキャラクターこまどりのPIPi（ピピ）

▲消費生活センター

引越しの際は住所の異動手続きを忘れずに

住所の異動届は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。

そのため、身分証明書となる「マイナンバーカード（個人番号カード）」の住所は、最新のものにする必要があります。

入学、就職、転勤などで住所を異動される方は住民票の異動の届出をお願いします。

◆他の市区町村に転出・転入

❶ 引越し前の市区町村へ「転出届」を提出し「転出証明書」を受け取る※1

❷ 転入した日から14日以内に、引越し先の市区町村へ「転出証明書」を添えて「転入届」を提出

※1　引越す際に手続が必要な転出届は、マイナポータルを通じてオンラインによる提出が可能です。このサービスを利用するにあたり上島町への来庁が原則不要となります。電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方がご利用いただけます。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続が必要です。

◆同一の市区町村内で転居

転居した日から14日以内に、お住まいの市区町村へ「転居届」を提出

●届出窓口・問い合わせ
弓削 住 民 課　☎77-2503
生名 町民生活課　☎76-3000
岩城 町民生活課　☎75-2500
魚島 町民生活課　☎78-0011

住民票への方書（かたがき）記載について

団地やアパート等にお住いの方については、住民票に方書（建物名・部屋番号等）を記載します。

方書がないと、同じ地番に複数の世帯が存在することになり、地番表示だけでは郵便物が正確にお届けできない等の問題が生じることがあります。これらの問題を解消するため、住民票に方書記載がされていない方は、お近くの支所で住民票への方書追加の手続きをお願いいたします。

※平成25年2月1日以降に転入・転居された方は、すでに方書が記載されていますので、手続きは必要ありません。

※すでに申出により方書記載をしている方は、手続きは必要ありません。

手続きに必要なもの
- 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）
- 代理人が手続きを行う場合は、本人からの委任状

●窓口・問い合わせ
弓削 住 民 課　☎77-2503
生名 町民生活課　☎76-3000
岩城 町民生活課　☎75-2500
魚島 町民生活課　☎78-0011

チャイルドシートの購入費の申請について

上島町在住の方で6歳未満の乳幼児を養育している保護者を対象に、チャイルドシートの購入費を1台につき5000円を上限に助成を行っています。（1世帯につき1台1回限りの助成です。）

助成を受ける場合は申請をしていただく必要がありますので、各総合支所住民課または町民生活課窓口にてチャイルドシート助成申請をお願いします。

手続きに必要なもの
- 品名、購入日、金額がわかる領収書
- 保証書
- 印鑑（認め印）

●問い合わせ
弓削 住 民 課　☎77-2503
生名 町民生活課　☎76-3000
岩城 町民生活課　☎75-2500
魚島 町民生活課　☎78-0011

新婚のおふたりを支援します

―上島町結婚新生活支援事業―

若い世帯の方々の新婚生活の門出を応援するため、令和5年1月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出・受理された夫婦に対し、引越し費用等の支援を行っています。

【助成金額】
一世帯あたり30万円まで　ただし夫婦ともに29歳以下は60万円まで（住居費、引越し費用、リフォーム費用等）

【対象条件】
❶ 婚姻日における年齢が、夫婦ともに39歳以下であること。
❷ ご夫婦合わせての世帯所得が500万円未満であること。
❸ 助成対象となる住居が上島町内にあり、住民登録の上、現に居住していること。
❹ 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
❺ 過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと。

【必要書類】
申請にあたり、以下の書類を提出していただきます。
- 婚姻受理証明書、又は婚姻後の戸籍謄本
- 上島町結婚新生活支援助成金交付申請書
- 住民票の写し
- 所得証明書

なお、申請内容に応じて提出していただく書類があります。詳細につきましては、各総合支所住民課または町民生活課にお問い合わせください。

【申込期限】
令和6年3月31日

●申請・問い合わせ
弓削 住 民 課　☎77-2503
生名 町民生活課　☎76-3000
岩城 町民生活課　☎75-2500
魚島 町民生活課　☎78-0011

妊産婦等交通費助成の申請について

上島町在住の方で、妊産婦健診および不妊治療を受けられた方を対象に、通院に係る交通費の助成を行っています。

助成内容は、医療機関までの公共交通機関などを利用した場合の往復運賃の半額です。（上限5000円）

申請は、健康診査および治療を受けた日の属する年度ごとになりますので、年度内（令和5年4月1日～令和6年3月31日）に通院した分は、令和6年4月初旬までに申請をお願いします。期限を過ぎた場合は交通費助成ができなくなりますのでご注意ください。

手続きに必要なもの
- 母子健康手帳
- 船や有料道路通行料などの領収書
- 印鑑（認め印）

※不妊治療の方は、医師の診断書および受診を確認できる領収書

●窓口・問い合わせ
弓削 住 民 課　☎77-2503
生名 町民生活課　☎76-3000
岩城 町民生活課　☎75-2500
魚島 町民生活課　☎78-0011

議会のうごき

令和6年 第1回臨時会

本臨時会は1月29日（月）に開会し、令和5年度上島町一般会計補正予算（第4号）の議案が審議されました。

補正予算

■令和5年度上島町一般会計補正予算（第4号）　―原案可決―

会計名	一般会計
補正額	9,100万円
総額	76億3,900万円
主な内容	○低所得者世帯支援事業 5,676.2万円
	○生活応援商品券事業 3,433.5万円

今回の補正予算編成は、国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用して、新規事務事業の計上を行ないました。